

パクパク博覧会 食品取扱いにおける規約

1. 食品販売に係る法令を遵守する他、冷蔵設備などを使用して商品の保存状態を維持して頂く。食中毒事故が起こらないよう、出店者の責任の下に製造、販売を行う。
2. 出店中での対人・対物のトラブル、食中毒などの食品衛生管理に関して発生する損害などについては当該出店者の責任とし、主催者はその責任を負いません。
3. 露店営業又は移動営業車の食品営業許可証の保有者。
4. 販売品目・価格を事前に提出して頂く。
5. ノロウィルス等を疑う症状がある方は直接調理に従事しないこと。
6. 新型コロナウイルスおよびインフルエンザに感染の疑い（体温 37.5 度以上、濃厚接触）がある方は、出店に従事しないこと。
7. 保健所への営業許可申請等は各出店者が責任を持って行う。確認のため、出店決定報告時に「営業許可証」のコピーを提出して頂く。営業許可証を保有していない方は出店できません。また、出店者以外の許可証の又貸しは厳禁とする。
8. 火器を取り扱う出店者は消火器を準備する。（当日点検、検査があります）
9. 会場内にゴミ回収スペースは設置するが、出店者も自身が販売したゴミの回収に努めて頂く。
10. 出店者が出したゴミ（業務用ダンボール箱、1 斗缶等）は出店者にてお持ち帰り下さい。
11. 貴重品・販売品等の管理は出店者が責任を持って行う。会場内において発生した盗難や事件・事故等に関して、主催者は一切責任を負わないものとする。